

2023年4月13日

PGF 生命保険株式会社

（ プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル
生命保険株式会社 ）

新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社で実施している新型コロナウイルス感染症に係る宿泊施設や自宅での療養の特別取扱い（以下「みなし入院」）および同疾患による災害死亡保険金の対象を、2023年5月8日（月）以降は以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

1. 「みなし入院」による入院給付金等のお取扱いの終了について

<旧大和生命でご加入いただいたご契約のお客様が対象となります>

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては「みなし入院」をお支払対象とし、2022年9月26日以降は「みなし入院」のお支払対象を「重症化リスクの高い方」に限定しておりましたが、2023年5月7日（日）をもって「みなし入院」のお取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日（日）以前に診断された方につきましては、上記に関わらず、診断された時点での対応を継続いたします。

<ご参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース (新型コロナウイルス感染症 の陽性診断日)		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊施設や 自宅で療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスク の高い方(*)	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

(*) 重症化リスクの高い方とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」となります。

※自治体・保健所等で使用されている My HER-SYS（新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム）は、2023年9月に終了が予定されております。同システムの終了以降につきましては、「みなし入院」による入院給付金等をご請求いただく際にお手を煩わせる恐れがあることから、なるべく同システムの終了前にご請求をいただきますようお願いいたします。

2. 「みなし入院」の見直しの背景について

新型コロナウイルス感染症と診断された方については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、感染症法）上「入院勧告・措置」等の対象になっていたこと、また、新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、入院が必要であるにもかかわらず病院の病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生していること等の社会情勢をふまえ、お客さま保護の観点から、宿泊施設や自宅での療養についても約款上の「入院」と同等にみなす特別取扱いを実施してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症につきましては、2023年5月8日から感染症法上の五類感染症に位置づけることとされました。これにより、2023年5月8日以降は、感染症法上の「入院措置・勧告」等の対象とはならないことから、今般、宿泊施設や自宅での療養について「みなし入院」のお取扱いを終了することといたしました。

なお、特段の事情により、2023年5月8日の感染症法上の分類変更が予定どおりに行われず、本掲載内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

3. 災害死亡保険金のお支払対象の変更について

2020年4月以降、当社死亡保険においては新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金のお支払する対象となる「感染症」としてまいりました。

このたび2023年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症は五類感染症に分類されることとなったため、ご契約のしおり・約款 別表の「感染症」に該当しなくなることから、同疾患により死亡された場合であっても災害死亡保険金のお支払い対象外となります。

<ご参考>新型コロナウイルス感染症により死亡された場合の保険金お支払範囲

ケース (新型コロナウイルス感染症の罹患日)	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
死亡保険金	○ お支払対象	○ お支払対象
災害死亡保険金	○ お支払対象	× お支払対象外

<ご参考> 終身保険 ご契約のしおり・約款 別表 10 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A 01.0
パラチフスA	A 01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A 80
ラッサ熱	A 96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A 98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A 98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A 98.4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U 04

なお、上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。

以上

お取り扱いの詳細およびご不明な点につきましては、下記コールセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

金融機関等を通じてご加入の お客さま専用ダイヤル	旧大和生命でご加入の お客さま専用ダイヤル
<p data-bbox="256 398 743 472">通話料 無 料 0120-56-2269</p> <p data-bbox="256 495 743 622">受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)</p> <p data-bbox="280 669 767 750">保険金のお手続きに関するお問い合わせ 保険金請求専用ダイヤル</p> <p data-bbox="256 763 743 837">通話料 無 料 0120-56-4861</p> <p data-bbox="256 860 743 985">受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)</p>	<p data-bbox="826 398 1313 472">通話料 無 料 0120-28-2269</p> <p data-bbox="826 495 1222 622">受付時間 平日9:00~17:30 (土・日・祝日・12/31~1/3を除く)</p>